

公明党

せのう 孝夫 市政報告 No. 43



声を かたち に 夢を くらし に

2019年4月改選後の6月議会を除いて、台風災害とその後の新型コロナウイルス対応により、時間短縮など変則的議会運営を続けてきましたが、12月議会は傍聴者の入場を半数とする制限は設けたものの、概ね2年ぶりに通常の議会開催が叶いました。

しかし、議会報告会は感染防止の観点から、対面での開催を見送る判断となり、とても残念に感じています。市民の皆様と直接、意見交換をする中で、市の課題や必要施策等の発見があると思っています。そういう状況下にあります。今回も多く意見が文書で届けられました。心より感謝申し上げます。

現在、館山市議会では広報広聴委員会の設置へ向けた協議を始めました。今後とも議会運営の更なる充実と、市民協働の推進へ向け、真摯に取り組んでまいります。

12月議会通告質問 【詳しくは議事録を参照】

1. 少子化対策・子育て支援

今年5月に総務省が発表した15歳未満の子供の数は昨年より19万人少なく、1982年から40年連続で減少しています。単に人口が減ることは問題ではありませんが、若年齢層が極端に少ない構成になっていることが最も危惧すべき問題です。

『無子高齢化』という本の著者である大学教授が示された統計では、2017年の20歳から64歳までの現役世代は一日1500人減っています。翌18年の出生数と死亡数では一日1200人の減少であり、人口減少を上回るスピードで現役世代が減っていることを指摘され、社会を支える側が減る影響は深刻で、このままでは全世代の生活の危機を招く恐れがあります。子どもの人口減少に歯止めをかけるため、今、考えられる対策を講じていくことが何より肝要です。

Q1 第3子以降の給食費無料化

教育費の負担軽減として、小中学校の給食費の無償化について伺います。多くの自治体で取り入れているものとしては、兄弟が3人以上いる多子世帯の第3子以降の給食費を無料とするものです。

答弁：多子世帯の第3子以降の給食費の無料化についてですが、今年6月時点において、千葉県内で18団体が給食費の無償化を実施しています。そのうち、完全無償化を実施している団体は8団体、第3子や第4子以降に限定した一部無償化を実施している団体が10団体であると承知をしています。

館山市としては、第3子以降の給食費の無償化を含め少子化対策に資する様々な施策を比較検討したなかで、毎年必要となる財政負担も考慮しつつ判断していきたいと考えています。

なお、家庭における教育費の負担軽減措置としては、現在、生活困窮世帯に対し、給食費を含む就学援助を実施しているところ です。

Q2 『ジェンダーギャップ解消宣言』

男女間における不均衡の解消には様々な取り組みが考えられますが、その大前提として、それら全てがこの宣言の中に含まれます。人権と少子化の解消へ向けた強い意思を、市が表明しては如何かと思ひ、取り上げました。

答弁： ジェンダーギャップとは男女の違いにより生じている格差や不平等などのことであり、日本の男女平等は、経済、政治、教育、健康の4つの分野で低いレベルであることが、世界経済フォーラムによるジェンダーギャップ指数として公表されています。

また、男女格差が少ないほど出生率は高まる傾向であることが内閣府の資料においても示されていますので、少子化を解消するためにも、男女格差をなくすことの重要性は十分に理解しています。

御質問のジェンダーギャップ解消宣言については、国レベルの話であると考えますが、館山市としては、平成29年度に行った男女共同参画市民意識調査において、依然として「男女平等ではない」と考える人が多数を占めていたことなどから、今後も引き続き、意識改革を進めるための啓発活動を行っていきます。

解説

少子化の流れを食い止める方策について、専門家からは大きく2つの方向性が示されています。一つは、子供子育てに関する財政支援の拡充です。日本は先進国の中で比較すると、少子化対策への予算規模が低いとされ、それに比例して出生率にも大きな開きが生じていると指摘しています。

もう一つの少子化対策は、ジェンダー格差の解消だと言われています。世界経済フォーラムが算出するジェンダー格差を表すジェンダーギャップ指数では156か国中120位と、先進国では最下位でした。更にその先進国に限ると、ジェンダーギャップ指数と出生率がリンクしていることが、OECDの分析で明らかになっています。

経済対策の重要性

平成30年の市町村アカデミーでの講義がとても印象的でした。講師の話 요약すると、従来、少子化の原因と考えられてきた誤謬には、「産業化が進む先進国は少子化が進む」と、「女性の社会進出が盛んになると出生数が減る」という2点があり、長く信じられてきた。

確かにヨーロッパ諸国も日本も、1960年代から産業化が進み、出生率は等しく下がったが、1980年代から回復する国が現れ、それらに共通しているのは、出産一時金や児童手当など子育て支援に資する社会保障費の占める対GDP比が高い点を示されました。

講義で示された統計は2010年のものですが、日本がGDP比1.32で出生率は1.39。スウェーデンGDP比3.64(出生率1.98)、フランスGDP比2.94(2.01)、イギリスGDP比3.97(2.00)。つまり、各国のGDP比は日本の2倍から3倍以上で、出生率は2.0前後に達しています。

ドイツは、10年統計では出生率1.39で日本と変わらなかったが、保育改革により対GDP比を増やした結果、出生率を1.6へと顕著に伸ばしました。

また、『女性の労働参加率と出生率』の比較では、日本は女性の労働参加率はOECD24か国平均より低く、約63%で下から6番目(19位)。日本の出生率1.4に至っては何と下から3番目(22位)。日本より労働参加率も出生率もともに高かった国は15もあり、ほとんどが労働参加率70%~80%で、出生率は1.8~2.2もあります。

このことから、女性の社会進出が増えると出生率が下がるという相関性はなく、産業化が進んでも子育て投資を進めることで、つまり、GDP比と出生率には相関関係が認められることが分かりま

す。国では消費税増収分を財源に、幼児教育から高等教育までの教育費の無償化や軽減策など、子育て支援を打ち出しておりますが、方向性は正しいと言えます。

第3子以降への経済対策

第3子以降の給食費無料化への提案をしましたが、館山市などの基礎自治体では、財政状況も厳しく、緊縮財政に努めることは当然であります。しかし、そういう状況にあっても少子化対策は最上位に位置付け、この分野に限っては、産み育てやすい環境整備への財政出動が求められると思っています。私が考える有効な取り組みとしては、3人以上の子供さんのいる家庭は、少子化の時代にあっても貴重な存在でもあり、少しでも顕彰すべきと考えます。

そこで、今後、3人以上のお子さんがある家庭は生活費もかかるため、**第3子以降に対する様々な市独自の優遇措置**（入学準備金の支給、学習機材の購入費の補助、学習旅行の際に支援金を支給するなどの財政支援）を検討してほしい旨、提案しました。

結婚の推進

北欧やフランスなどでの婚外子の占める割合は50%の国もありますが、日本では約2%と言われており、婚姻数を増やすことが少子化対策になると言えます。

昨年の全国での出生数は84万8千人余りで、5年連続で過去最少を更新しています。一人の女性が生涯に産む子供の推計人数を示す「**合計特殊出生率**」は**1.34**と低く、こちらも5年連続で低下し、少子化が加速しています。

それに関連して、**昨年の婚姻件数**は約52万件で**戦後最小**ということで、その前年と比較しても10%以上少なくなっています。しかし、結婚・出産願望は男女共に、以前と比較してもさほど減ってはいないそうです。

学者の話では、結婚には経済的基盤が求められるが、1990年代から男性は収入への不安が増幅し、女性は安定する相手を求めるのでミスマッチにより結婚の減少が起きている、と指摘します。

出産への支援

本市での取組として白眉は、がん治療によって生殖機能に影響を受ける場合に、治療前に精子や卵子などを採取したり凍結する際の経費を助成する制度を設けています。市の単独事業としては全国初です。

また、包括的産後ケア事業を始めましたが、少子化が進行する中であって、両事業ともに、大変評価しています。その上で、本市の男性職員の育児休暇の推進を取り上げました。

男性の育児休業取得

育児休業を取得しやすい職場環境について質問しました。本人が申し出しやすい雰囲気となっているか、上司に理解がある環境かという角度で伺ったところ、取得実績としては、過去に1件ということでした。

民間への範を示していくためにも、**公務員の取得率の向上**は重要です。しかし、それ以上に大事な視点があります。

男性の育児参加には、大きな効果が2つの側面から期待できると学者は指摘しています。一つは子育てをする人の脳を、MRIを使って調べると男性、女性を問わず変化し、親として機能する「**親性脳**」が発達するそうです。その点を踏まえ、別の言い方では「お手伝い感覚では親になれない…育休をとらない男性は脳科学的に損をしている」とも表現されています。（**京都大の研究**）

父親の家庭進出によるもう一つの効果は「**産後の脆弱な女性に寄り添うことで、産後うつ等を予防する**」と言う点です。育児を分かち合うことで女性が孤独に陥ることもなく、女性が自分の仕事に向き合う時間も増えて、**ジェンダーギャップの解消にも繋がる**とありました。

官民の別なく、社会的にも家庭的にも男性自身にも、育児休暇取得は極めて有効なことなのだ
と深く認識し合い、推進していきたいと思います。

女性の就業率向上

専門家は、働く女性が少ないために日本では高齢女性の貧困化も招いている。生産年齢の中で、働いている割合が男性は 9 割を超えるのに対して女性は 6 割であることが要因だと謂われ、働く女性を増やす重要性を認識し、速やかに**子育てと仕事を両立させる社会の実現**を目指さなければならない、とありました。

出産後の母親の仕事復帰も大切です。現状では、第 1 子出産後に仕事を続けている女性は 52% と言うことです。これは、半数の方は出産と同時に収入ゼロになることを示しています。仮に、出産して仕事を辞めてしまい、その後に離婚した場合、たちまち、自身の貧困を招いてしまう恐れがあるわけです。

ジェンダーギャップが大きな国では女性の貧困になりやすく、一人の男性の人柄や賃金に依存する形態は、今の時代には無理があるとの指摘もあります。これからは、出産など様々なライフイベントにおいても、仕事を続けるという意識が大切です。また、育休については上述しましたが、夫は妻の仕事にも協力して、夫婦で子育てし、夫婦で稼ぐという意識が大切になります。

仕事と子育ての両立に欠かせないのは、子供を預けられる環境整備です。本市では、北条幼稚園に続き令和 4 年度からは那古幼稚園でも預かり保育を実施する議案が今議会で示されました。こちらも高く評価しますが、那古幼稚園での預かる時間帯と、市内預かり保育施設の場所や施設数に関して、今後を見据え、どの程度を適正だと考えているかを質問しました。

女性の、多様な働き方に、出来るだけ対応し得る環境の整備を求めたい想いです。

『ジェンダーギャップ解消宣言』

兵庫県豊岡市では「ジェンダーギャップ解消宣言」をしています。なぜ宣言をしたかと言うと、前市長が、高校を卒業して出ていく若者たちが 20 代になって戻る率が男性で半分なのに対して、女性は 25% しかいないことに気が付いたからです。

これは、地域が豊かならば男性は戻るが、豊岡市はジェンダー格差が根強いために女性は戻らないと実感して、政策転換を図ったというのです。**(男尊女卑の風土改革)**

出産可能な年代の女性が、まちを出ていくことを「**地方消滅**」と定義したのは増田寛也氏です。ということは、女性に焦点を当て、女性が出ていかない・または戻ってきやすくするために何が必要かを考えることは、自治体の仕事であり責任ではないでしょうか。

女性の職を確保することも重要です。市役所内でいえば、例えば、クオーター制の導入などが考えられます。職員募集や管理職の登用などの際に、女性の割合を明確に示していくなど、検討していただきたいと思います。

女性に愛される地域にするためには、まず、館山市がジェンダーギャップ解消を高らかに宣言し、そう腹を決めたうえで、様々な課題解決に取り組むべきではないでしょうか。

それが最も効果の伴う意識啓発に繋がると確信します。“今” 出生率向上に向けた政策の実施が必要です。

2. ヤングケアラー対策

病気や障害のある親や祖父母、兄弟を家族に持ち、その介護などを担いながら学校に通う子供を「ヤングケアラー」と呼びます。昨年 12 月から今年の 1 月にかけて、国では、厚労省と文科省がプロジェクトチームを立ち上げて全国調査が行われ、支援策もまとめ 4 月に公表しています。

調査によると、公立中学校と全日生高校の2年生と、通信制高校の生徒を対象に、世話をする家族がいるかとの問いに、中2では17人に一人、高2では24人に一人が「いる」と答えています。

ここで理解すべきは世話の内容です。所謂、家事の手伝いと呼べる範囲と頻度を超えているという実態です。この様な状態では、学業は勿論、心身ともに様々な影響が心配になります。そこで、本市における「ヤングケアラー」の実態把握の状況と、どのようにこの問題を捉え、対応を考えているかを質問しました。

答弁： ヤングケアラーにある子どもの実態把握の状況と、どのように対応を考えているのかについてですが、ヤングケアラーは、病気や障害のある家族に代わり、料理、洗濯、買い物などの家事や介護、身の回りの世話や目を離せない家族の見守り、声かけなど、本来ならば大人が担う役割を日常的に行っている子どもとされています。

現在、本市において、どのくらいの子どものヤングケアラーの状況にあるのか全容の把握は出来ておりませんが、例えば、学校現場においては、担任との面接をとおして家庭環境の把握をしており、日頃の学校生活のなかから、変化や心配な状況があれば、個別に対応をしています。

これまでも、学校からの報告を受けて、市が家庭に関わった結果、ヤングケアラーと確認されたケースがあり、学校や地域、庁内各課等との連携により、実態の把握をしている状況です。

本市としましては、そういった支援が必要な子どもを把握した際には、子どものみならず、家庭全体が抱える課題を整理しながら、市が実施する福祉や高齢者のサービス、医療などと連携し、子どもの負担を軽減させ、安定した学校生活がおくれるよう対応を図っています。

解説

イギリスをはじめ諸外国ではヤングケアラーへの支援制度が整いつつありますが、日本では実態把握すらままならない状態でした。

今回、質問に取り上げた動機について、一つは、政府による全国調査が最近実施され、その数が客観的に把握できたことによります。調査結果からは、約20人に一人はヤングケアラーが存在すると推測できると考えられ、これは、自分が想像していたよりもはるかに多い数でした。

もう一つは、内容の過酷さです。ケアラーが世話に費やす時間では一日平均4時間、中には7時間と答えた生徒も1割あったということでした。大人でいえば、フルタイムの仕事を2つ抱えているようなものです。これでは睡眠が十分にとれない、宿題・勉強時間がとれないなど切実です。

ヤングケアラーは社会の問題

この様な状況を知ったことで、これまで家庭内の事情と思われてきた問題を、社会の問題として対応していく、その転換点にしたいと感じたからです。

しかしながら、ケアをすべき人がいる環境で生活していると、子供は世話をするのが当たり前と思ったり、親も負担を強いていることに気付いていないなど、双方が自覚できていないことも、これまで表面化してこなかった要因です。

また、そういう状況ですから、“しんどい”と感じているとしても、子供は当然ですが、親も、誰かに相談するなどと言う行為はほとんどありません。従って、個別に掌握して、それぞれの支援に繋げていくことが求められます。その上で、ヤングケアラーの置かれている状況は、すべて条件が違いますので、個別の対応が求められます。

まずは、そういう立場にいる子供さんを見つけ出すことから、大人の責任は始まると理解します。

ヤングケアラーの存在を、第三者として誰よりも認知できる立場にあるのは教職員ですが、その対応には専門的知見も求められることから、教員への取り組みも大事ではないかと思えます。

埼玉県では、教職員への研修を行っております。千葉県も、今後取り組むと言うことでした。

実態調査

国が4月に公表した実態調査では小学生は含まれておりませんでした。愛知県では、11月と12月の2か月間をかけ、小学校5年生と、中学2年生、高校2年生をそれぞれ対象に、アンケート調査を実施します。

小学生での調査は、意味があると思えます。やがて中学生になったときに、その情報を共有できますので、時系列での状況が分かるからです。

ヤングケアラーによる最たる障害は、学業に影響を与えることだと思います。基礎を身に着けるべき重要な中学時代に勉強やスポーツに打ち込めない生活は、高校進学から、その後の長い人生にも影響を及ぼしかねない問題です。しかし、どんなに辛くても、子供が公的機関に相談に行くことなどは考えにくいことです。

支援体制の充実

先の調査で、国として初の支援策を盛り込んだ報告によると、子供が利用しやすいオンラインによる相談体制の整備などを検討する。また、ヤングケアラーがいることを前提に福祉サービスの利用調整が行われる場合があるなどとしています。

そして、何より「子供を介護力とすることを前提にしない」と報告書に明記されました。ヤングケアラーへの対応如何によって、その子の人生が大きく左右しかねないことを懸念します。この報告書にある概念を、子供、親、地域、学校、市民等々、すべての人が共有し、本市での、真摯な取り組みを期待します。

3. イノシシの捕獲通知システム導入へ

この捕獲通知システムは、箱罾やくくり罾に設置されたセンサーによって、捕獲情報がスマホにメールされるというシステムです。

罾を設置している方は日々の見回りなど、大変な苦勞をされていることから、その負担軽減策として、今から本システムの研究に取り組んでいただきたい点と、効果が認められると判断した場合には、導入に際して助成金制度を創設して、資金面からの支援をご検討いただきたいという点について、見解を質しました。

答弁： 捕獲従事者の減少や高齢化に伴い、全国的にICTやIoTを活用した負担軽減策が関連企業から提案されており、館山市にも製品案内等が届いていますが、ここ数年でかなり使い勝手が良いものが開発されてきたように感じています。平成27年度に館山有害鳥獣対策協議会において、箱わな用センサーを導入し貸出しを行いました。高額なセンサーの盗難を心配し、利用状況が思わしくなかった経緯があります。

しかしながら、年々、捕獲頭数が増えており、捕獲に伴う労力も増えてきているため、このような電子機器の活用による負担軽減について検討する必要性は感じています。今年度から活動を開始している地域おこし協力隊員も、この点を危惧し、省力化のためのセンサー活用を提案している中で、館山市の獣害と戦う農村集落づくり補助金を活用している小原地区において、センサーを導入する運びとなりました。このため、これをモデルケースとして、センサー導入の利点や欠点、有効な活用方法などを検証した上で、館山市全体としての導入について検討したいと考えています。

今後、館山有害鳥獣対策協議会において、館山市全体で導入することを決めた場合には、この導入経費に対する補助等についても前向きに検討したいと考えています。

建設経済委員会活動報告

議案第62号 『市道8044号線の廃止について』

廃止理由

市道8044号線は、以前に計画のあった工業団地の進入路として認定した市道8042号線の廃止に伴い、起点側の一部区間を残す形で平成17年3月に認定しています。

当初、工業団地への進入路は、稲交差点から三芳に抜ける市道8038号線の界橋付近を起点として国道128号、JR軌道をご線橋によりオーバーパスして工業団地に向かうルートを市道8042号線として市道認定しました。

その後、このルートでは稲村城跡への影響が懸念されるとして、県道館山千倉線から進入するルートに変更されました。そのため当初ルートの市道8042号線は廃止しましたが、国道128号より北側の区間については、隣接する市場用地の利用計画が定まっていなかったことから、市道8044号線として認定し残す形を取りました。

今回、食のまちづくり拠点整備において、市道用地を取込むことで、駐車場や体験農園、調整池など、拠点施設に必要な機能として有効な土地利用が図れることから、市道8044号線を廃止しようとするものです。

議案第63号 『館山市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の制定について』

理由説明

環境センターにおいて焼却炉の基幹改修事業の計画があり、令和4年度からは実際の施工が始まります。その際、炉が停止している期間に外部処理として搬出しなければならないごみの量なるべく少なくするため、焼却時間を現在よりも長くすることも検討しています。

そのためには、千葉県に対し、環境センター施設の変更の届出を行う必要が生じますが、これに関する条例の規定がなかったことから、手続きの必要が生じたときに備え、今回、条例議案を提出させていただいたものです。

今回の条例は、一般廃棄物処理施設を整備（新設・変更）するに際して、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた手続き【市町村が整備する場合：県知事への届出（法第9条の3）】をするために必要となることから制定しようとするものです。

市町村が行う届出の手続きをするに当たり、法第9条の3は次のような定めをしています。

市町村は、一般廃棄物処理施設を設置しようとするときは、当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。（第1項）

第1項の規定による届出をしようとする市町村の長は、届出の書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査（生活環境影響調査）の

結果を記載した書類を公衆の縦覧に供し、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出する機会を付与するものとする。(第2項)

政令で定める事項

- 1 生活環境影響調査の結果を記載した書類の公衆への縦覧及び意見書を提出する機会の付与の対象となる一般廃棄物処理施設の種類
- 2 生活環境影響調査の結果を記載した書類の縦覧の場所及び期間
- 3 一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地から提出する意見書の提出先及び提出期限
- 4 その他届出の書類を作成するに当たって必要な事項
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の6)

この条例は、上記の「政令で定める事項」を規定するためのものです。

1 対象施設について(第2条)

対象施設は、「ごみ焼却施設」及び「一般廃棄物の最終処分場」としてしています。そのようにした理由としては、民間事業者に関する許可の手続きとの均衡を考慮したことによるものです。

民間施設の許可申請を受けた県知事は、申請書類の縦覧や意見書提出機会の付与を行いますが、その対象となる施設が「ごみ焼却施設」及び「一般廃棄物の最終処分場」とされています。(施行令第5条の2)

2 縦覧の場所及び期間(第4条)

縦覧の場所は、「廃棄物に係る事務を担当する部署であって規則で定める部署」となっていますが、規則で「建設環境部環境課」とする予定です。

組織改編(行政組織規則の改正)があった場合の小回りを考慮して規則委任の形を取らせていただいています。期間は、告示の日から1月間としています。

3 意見書の提出先及び提出期限(第5条)

提出先については、縦覧場所と同様に規則に委任し、規則で「建設環境部環境課」とする予定です。提出期限については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までとしています。

4 その他必要な事項

(1) 告示事項（第3条）

細目的な事項であるため、規則委任の形を取らせていただきましたが、条例で定める「縦覧の場所及び期間、意見書の提出先及び提出期限」のほか次のような事項を予定しています。

- (1) 施設の名称
- (2) 施設の設置場所
- (3) 施設の種類
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 施設の処理能力（施設が最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目

(2) 環境影響評価との関係（第6条）

環境影響評価は、規模や種類などから特に環境への影響が大きな事業について、法や県条例により対象とされる事業について大々的に行われるものであり、これが行われている場合には、より簡易な調査である環境影響調査を縦覧すること自体の意味がないため、この条例による手続きがされていることとして取り扱おうとするものです。

(3) 他の市町村との協議（第7条）

実際には、他市町村に影響が及ぶような施設整備を行う見込み自体がありませんが、仮にそのような計画が生じたときには、当該市町村との調整の必要が生じるため、念のために置く規定です。

建設経済委員会における質疑応答等の主なもの

Q 費用はどのくらいで資金の拠出はどこか

A 調査に関係する費用は約1千3百万円であり、長寿命化対策事業から拠出する。

Q 今回の生活環境影響調査の調査項目はどのようなものか

A 大きく4項目あり、一つ目はダイオキシン類、塩化水素、水銀などの大気質、二つ目が風速や風向き、気温などの地上気象状況、三つ目が騒音・振動、四つ目が悪臭である。なお、大気質と地上気象は8月と11月の2回測定、騒音・振動、悪臭は1回測定している。

議案第62号及び議案第63号については本会議において、全員一致をもって原案どおり可決しました。

令和4年度 予算要望書

『令和4年度 予算要望書』を、11月30日、公明党市議団として金丸謙一市長に提出しました。



法律相談 (主催：公明党千葉県本部：無料)

令和4年 無料法律相談(団体名：菜の花会) 館山市の開催日程が決まりました。

1. 1月18日(火) 会場：菜の花ホール 時間：13時から17時まで
2. 4月19日(火) 会場：未定 時間：13時から17時まで
3. 7月19日(火) 会場：未定 時間：13時から17時まで
4. 10月18日(火) 会場：未定 時間：13時から17時まで

お気軽にご利用ください。

お一人(1組)30分単位。事前予約が必要です。瀬能孝夫まで、ご連絡をお願いします。

瀬能 TEL(携帯) 090-7276-0903

※4月以降の会場については、2か月以上先の予約ができなため、予約可能となった時点で、その都度確認をすることから未定となっております。